

大阪府の

最低賃金は



9月5日～10月15日
は最低賃金
周知・支援期間です

令和7年10月16日から

時間額

1,177円

☑使用者も、☑労働者も、必ずチェックしましょう！

最低賃金の計算
方法は？

① 時間給

時間給 $\geq$ 最低賃金額

② 日給

日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

③ 月給

月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

④ 出来高給

賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 $\div$
その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額

①～④が混在

各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額

計算に含めない
賃金

精皆勤手当・通勤手当・家族手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、
臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

特定の産業では、大阪府最低賃金より高い金額が定められている場合があります。
詳しくは [大阪労働局ホームページ](#) を
ご覧ください。



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 受付:平日9:00～17:00



賃金引き上げの各種支援制度

があります。期限がある場合もありますので、
お早めに上記センターにご相談ください！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課 TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。